

# 第二次和歌山県再犯防止推進計画【概要版】

## 計画策定の趣旨

### 【現状】

全国及び県の再犯者率は5割近くを推移。  
犯罪をした者の中には、就労、住居、依存症問題等、  
社会復帰に向けた支援を必要とする者が多く存在。

再犯者率(令和4年)  
全国 :47.9% 和歌山県:48.3%

### 【課題】

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の居場所  
を確保し、地域社会で孤立しないための息の長い支援  
が必要。

## 計画の目標

誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会  
復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的  
に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現  
を目指す。

## 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画

## 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

## 推進体制

国の関係機関、団体、県関係部局による推進体制を  
構築し、必要に応じて会議を開催し、重点課題に対す  
る施策の取組状況を情報共有するとともに、より効果的  
な施策の在り方について見直しを実施。

## 計画の基本方針

①国・市町村・民間の緊密な連携協力を確保し、SDG  
sの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に  
向けて取り組む。

②国、市町村との適切な役割分担を踏まえて、切れ目  
のない支援を行う。

③犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯  
罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解すること  
及び社会復帰のために自ら努力することの重要性も  
踏まえて、関係者の心情に配慮して施策に取り組む。

④犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係  
者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた  
再犯防止に取り組む。

⑤犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受  
け入れられるよう、再犯防止の取組を、分かりやすく効  
果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解を醸  
成する。

## 成果指標

市町村における再犯防止推進計画策定数  
(令和10年度) 30市町村

## 施策

### 1. 就労・住居の確保

〈就労の確保〉

- ・ 就職に向けた相談・支援等の充実
- ・ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
- ・ 建設工事入札参加者資格審査における加給

〈住居の確保〉

- ・ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援
- ・ 生活困窮者に対する相談支援等
- ・ 賃貸住宅の供給の促進

### 2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

〈高齢者又は障害のある者への支援〉

- ・ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援

〈薬物依存を有する者への支援〉

- ・ 薬物依存に関する相談体制の充実及び広報・啓発

### 3. 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施

- ・ 児童生徒の非行の未然防止等
- ・ 非行等による学校教育の中断の防止等
- ・ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### 4. 特性に応じた効果的な支援

- ・ ストーカー加害者に対する指導等
- ・ 性犯罪者に対する指導等
- ・ 暴力団関係者等に対する指導等
- ・ 少年・若年者に対する支援等
- ・ 依存症者に対する支援・指導等
- ・ 高齢犯罪者に対する支援等
- ・ 万引きをした高齢者に対する指導等
- ・ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

### 5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

〈民間協力者の活動の促進〉

- ・ 民間協力者の確保
- ・ 民間協力者の顕彰

〈広報・啓発活動の推進〉

- ・ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

### 6. 関係機関の職員等に対する専門的教養の実施

- ・ 関係機関の職員に対する研修の充実  
…市町村をはじめとした関係機関の職員を対象と  
した研修会等の実施により、情報共有や担当職員  
の理解促進を図るとともに、市町村における再犯防  
止推進計画策定を支援・促進